

## 次期三重県教育ビジョンにおける施策内容について

### 1 前回の会議（7月2日）からの主な変更点

---

#### （1）数値目標の設定について

次期ビジョンでは、県民の皆さんへよりわかりやすくするため重点取組を基本施策の中に落とし込むことから、基本施策のまとめりごとに、これまで設けていなかった数値目標を置きます。

#### （2）特別な支援を必要とする子どもたちにかかる基本施策について

特別な支援を必要とする子どもたちの教育については、インクルーシブ教育の観点をつまえ、一つの独立した基本施策とはしない方向で考えていました。

しかし、県として、特別な支援を必要とする子どもたちの教育は、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室といった学びの場で、計画的・組織的に進めてきた経緯があり、今後も子どもの特性やニーズに応じた教育を一層推進していく必要があると考え、現在の教育ビジョンに引き続き、基本施策の一つとして位置づけることに変更しました。

#### （3）基本施策「地域に開かれ信頼される学校づくり」の名称変更について

第1回教育改革推進会議におけるご意見をふまえ、基本施策の名称を「地域との協働と信頼される学校づくり」に変更しました。

#### （4）今後の進め方

令和元年8月8日 第2回教育改革推進会議

- ・各施策の骨子案をもとに、各施策の在り方や方向性、内容について審議

9月27日 第3回教育改革推進会議

- ・中間案及び施策の指標について審議

10月～11月 <パブリックコメント>

令和2年1月中旬 第4回教育改革推進会議

- ・最終案について審議

3月 次期三重県教育ビジョン策定

## 2 基本施策・施策について（骨子案の主な内容）

### （1）基本施策1 子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

#### ア 基本施策の趣旨

子どもたちが、意欲的に学びながら「確かな学力」を身につけ、命を大切にする心や他者への思いやりなど「豊かな心」をもち、心身の健康や体力など「健やかな身体」を養えるよう取り組み、自分のよさや可能性を認識できるようにするとともに、子どもたちに未来の創り手となるために必要となる力を育みます。

#### イ 施策の構成

- |   |                 |                |
|---|-----------------|----------------|
| 1 | 学力の育成           | （骨子案P 1～P 2）   |
| 2 | 外国人児童生徒教育の推進    | （骨子案P 3）       |
| 3 | 幼児教育の推進         | （骨子案P 4）       |
| 4 | 人権教育の推進         | （骨子案P 5）       |
| 5 | 道徳教育の推進         | （骨子案P 6）       |
| 6 | 読書活動・文化芸術活動の推進  | （骨子案P 7～P 8）   |
| 7 | 体力の向上と学校スポーツの推進 | （骨子案P 9～P 10）  |
| 8 | 健康教育・食育の推進      | （骨子案P 11～P 12） |

#### ウ 基本施策の指標

人格形成の基礎になるものとして、確かな学力・豊かな心、健やかな身体の育成を図っていくとともに、これら3つの力を一体的・調和的に育てていくことが大切です。こうしたことによって、子どもたちに自己肯定感が育まれ、新たな時代に対応していく力を育むための基礎力になっていくと考えたことから、「自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合」を当基本施策の指標としました。

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
自分には、よいところがある と思う子どもたちの割合		

### （2）基本施策2 個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

#### ア 基本施策の趣旨

超スマート社会や人生100年時代と言われる新たな時代を生きる子どもたちに、高い志や意欲を持ち、変化の激しい挑戦の時代に主体的に向き合い、他者と協働しながら課題の解決や新たな価値の創造に挑むなど、未来を切り拓いていく力を育みます。

#### イ 施策の構成

- |   |                       |                |
|---|-----------------------|----------------|
| 1 | 主体的に社会を形成する力の育成       | （骨子案P 13）      |
| 2 | キャリア教育の充実             | （骨子案P 14）      |
| 3 | グローバル教育の推進            | （骨子案P 15）      |
| 4 | 知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成 | （骨子案P 16～P 17） |

### ウ 基本施策の指標

将来を予測することが難しい社会において、困難だと感じることにに対して前向きに挑戦することが、社会的課題や答えのない課題に向き合ったり新たな価値を創造したりするなどの社会の変化に対応する力として必要であると考えたことから、「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していると答えた高校生の割合」を当基本施策の指標としました。

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していると答えた高校生の割合		

## (3) 基本施策3 特別支援教育の推進

### ア 基本施策の趣旨

特別な支援を必要とする子どもたちが増加している現状に対応するため、すべての教員の特別支援教育に関する知識・技能のより一層の向上を図っていくとともに、就学前から卒業後までの切れ目のない支援をより一層推進し、自立と社会参画のために必要な力を子どもたちに育みます。

### イ 施策の構成

- 1 一人ひとりの学びを支える教育の推進（骨子案P18）
- 2 自立と社会参画に向けた教育の推進（骨子案P19～P20）

### ウ 基本施策の指標

子どもたち一人ひとりの特性やニーズに応じた支援や、将来、自立と社会参画するために必要な力の育成に取り組んだ結果として、子どもたちがそれぞれの進路希望を実現することは、特別支援教育の成果を表すものであると考えたことから、「特別支援高等部の一般希望就職希望者の就職率」を、現ビジョンに引き続き当基本施策の指標としました。

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率		

## (4) 基本施策4 安全で安心な学びの場づくり

### ア 基本施策の趣旨

子どもたちが安全・安心に学ぶ環境を整えるため、防災教育・防災対策の推進や学校の安全・安心の確保に取り組みます。また、いじめや暴力行為への対応、教育的に不利な環境にある子どもたちや不登校の児童生徒等への支援などに取り組みます。

### イ 施策の構成

- 1 いじめや暴力のない学校づくり（骨子案P21～P22）

- 2 防災教育・防災対策の推進 (骨子案P23)
- 3 子どもたちの安全・安心の確保 (骨子案P24～P25)
- 4 不登校児童生徒への支援 (骨子案P26～P27)
- 5 学びのセーフティネットの構築・学びの継続 (骨子案P28～P29)
- 6 学校施設の充実 (骨子案P30)

ウ 基本施策の指標

いじめや暴力のない学校づくり、防災教育や安全・安心の確保などに取り組むことにより、子どもたちが安全・安心な学校生活を送ることが重要と考え、「学校生活に安心を感じている子どもたちの割合」を当基本施策の指標としました。

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合		

(5) 基本施策5 地域との協働と信頼される学校づくり

ア 基本施策の趣旨

子どもたちの学びと育ちを地域全体で支えるため、学校と保護者・地域住民等が、目標やビジョンを共有し、学校運営に保護者や地域住民等の参画のもと、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を推進するとともに、教職員の指導力向上やコンプライアンス意識の確立に取り組むことで、地域との協働と信頼される学校づくりを進めます。

イ 施策の構成

- 1 地域とともにある学校づくり (骨子案P31)
- 2 学校の特色化・魅力化 (骨子案P32～P33)
- 3 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進 (骨子案P34～P35)
- 4 学校における働き方改革の推進 (骨子案P36～P37)
- 5 家庭の教育力の向上 (骨子案P38)
- 6 社会教育の推進と地域の教育力の向上 (骨子案P39)
- 7 文化財の保存・継承・活用 (骨子案P40)

ウ 基本施策の指標

地域と一体となった取組により学校の特色化・魅力化が進み、よりよい教育が行われることで、子どもの成長が地域の方々にも実感できることになることから、「子どもたちのためになる教育が行われていると感じる県民の割合」を当基本施策の指標としました。

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和5年度)
子どもたちのためになる教育が行われていると感じる県民の割合		